

新潟市子ども・子育て会議における部会及び審議・議決事項の取扱いについて(案)

1. 新潟市子ども・子育て会議の部会について

子ども・子育て会議 (本体会議)	<ul style="list-style-type: none"> ① 子ども・子育て支援事業計画の策定、進行管理 ② 子どもの貧困対策推進計画の進行管理 ③ その他必要な事項
幼保部会	<ul style="list-style-type: none"> ① 認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業に関する事項 ② 一時預かり事業に関する事項 ③ 延長保育促進事業に関する事項 ④ 実費徴収に係る補足給付を行う事業に関する事項 ⑤ 多様な主体が子ども・子育て3法の仕組みに参入することを促進するための事業に関する事項 ⑥ 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項 ⑦ その他必要な事項
放課後児童クラブ検討部会	<ul style="list-style-type: none"> ① 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に関する事項 ② その他必要な事項
(仮称) 子ども・子育て支援ネットワーク部会	<ul style="list-style-type: none"> ① 利用者支援事業に関する事項 ② 地域子育て支援拠点事業に関する事項 ③ 乳児家庭全戸訪問事業に関する事項 ④ 養育支援訪問事業、その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業に関する事項 ⑤ ファミリー・サポート・センター事業に関する事項 ⑥ 妊婦健康診査に関する事項 ⑦ 病児・病後児保育事業に関する事項 ⑧ 子育て短期支援事業に関する事項 ⑨ 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項 ⑩ 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項 ⑪ その他必要な事項

2. 部会の審議・議決事項の取扱いについて

<取扱い>

- (1) 部会において審議・議決を終了した事項は、子ども・子育て会議に報告するものとする。
- (2) 部会で審議・議決をした事項については、子ども・子育て会議の議決とみなす。ただし、重要又は異例な事項についてはこの限りではない。

参考 新潟市子ども・子育て会議条例（平成25年新潟市条例第33号）

（部会）

第9条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員又は臨時委員のうちから会長がこれを指名する。

4～5 （略）

6 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって子ども・子育て会議の議決とすることができます。

7 （略）